

# 重要事項説明書

## 白鳩保育園

安中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月17日安中市条例第15号）第5条に基づく重要事項説明書

## 白 鳩 保 育 園

（内容現在：令和8年4月1日）

## 1. 施設の目的

白鳩保育園（以下、「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、児童への保育と子育て支援を行うことを目的とします。

## 2. 運営の方針

- ・ 入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」といいます）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・ 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、保育を行います。
- ・ 利用乳幼児の家庭や地域との様々な社会資源と連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育てに対する支援等を行うよう努めます。

## 3. 当園の概要

名称	白鳩保育園
所在地	安中市松井田町国衙89-1
開所年月日	昭和42年4月1日
電話番号	027-393-1015
園長氏名	小林 徳興
利用定員	20人
実施する事業の種類	延長保育・障害児保育・一時保育

## 4. 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日

開園日	開園時間	保育提供時間	延長保育時間	休園日
月曜日～ 金曜日	7時30分～ 18時30分	保育標準時間 7時30分～ 18時30分		日曜日 国民の休日 年末年始 職員研修日1日
		保育短時間 8時30分～ 16時30分	7時30分～ 8時30分 16時30分～ 18時30分	
土曜日	7時30分～ 15時30分	7時30分～ 15時30分		

※ 延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途、延長保育料が必要となります。

### 一時保育

開園日	開園時間	保育提供時間	延長保育時間	休園日
月曜日～ 金曜日	7時30分～ 18時30分	8時15分～ 16時15分	延長も受け付けます	土日祝 年末年始

## 5. 職員体制

	常勤	常勤者の 有資格	非常勤	非常勤者の 有資格	備考
園長	1人	0人	0人	0人	
主任保育士	1人	1人	0人	0人	
副主任保育士	1人	1人	0人	0人	
保育士	3人	3人	1人	1人	
一時保育支援員	0人	0人	1人	1人	
栄養士	0人	0人	1人	1人	
調理員	0人	0人	2人	0人	

(職員数変更も有)

## 6. 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育の提供を行います。

### (1) 養護と教育の提供

保育士等は子ども一人ひとりを尊重し、命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるように援助します。

### (2) 子育て家庭に対する支援

地域の様々な人や場や機関などと連携を図りながら、地域に開かれた保育園を目指し、地域の子育て力の向上に貢献していきます。

## 7. 給食等について

### (1) 提供方針

給食については、全ての活動の源となる大切なものと認識しています。

そのため、安心して食べられ、丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しております。

### (2) 提供方法

自園調理

### (3) 昼食・おやつ

保護者の方へは、前月末日までに翌月の献立表をホームページに掲載します。また、毎日提供した給食もホームページに掲載しています。

### (4) アレルギー等への対応

使用する食材の中で、アレルギーなどで食べられないものがありましたら、医師の診断を受け「食物アレルギーに関する調査票」に記入し、ご提出ください。 (例)卵・牛乳など

### (5) 衛生管理等

給食施設栄養管理報告書を安中保健福祉事務所に届出済みです。

(毎年12月に届け出)

調理関係者・職員は、毎月検便を行っています。

(赤痢菌・サルモネラ菌・0-157)

## 8. 当園と保護者の連絡について

当園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために全園児、連絡帳を活用します。

月に1回、園だよりをホームページに掲載し、月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

また、クラスだより・掲示板・HP・メールなどを利用して、随時お知らせします。

## 9. 当園の利用に際して留意していただきたいこと

### (1) 欠席する場合又は登園時間が遅れる場合

当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の8時30分までに御連絡下さい。

### (2) お迎えが遅れる場合

お迎えが遅れる場合、保育短時間の認定を受けた方は、原則として延長保育扱いとなりますので、午後4時までに御連絡下さい。

### (3) 毎日の健康観察表の記入

前夜・朝の体温等の健康状態等の確認を行い、その他の症状なども健康観察表に記入して下さい。

### (4) 感染症について

新型コロナ・麻疹（はしか）・インフルエンザ・水痘症・流行性耳下腺炎・百日咳等にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園して下さい。なお、登園する場合は、『登園許可証明書・意見書・療養報告書』を提出して下さい。

また、溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・手足口病等についても、感染力が強い為、医師の指示に従い症状がなく良好なのを確認し、保護者記入の『登園届』を提出して下さい。

### (5) 投薬について

医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の判断により、治療のため薬の処方が必要な場合に限り、保護者の承認を得た上で行う事が出来ます。必要がある場合は、投薬依頼書を添えて御相談下さい。

## 10. 健康診断・歯科検診

(1) 健康診断年2回・歯科検診年1回、嘱託医が健診をします。健診の結果については、連絡ノート及び児童票（保育園に永年保存される個人成長記録簿）に記載します。また、検診日に欠席した園児は、後日担任から児童票を受け取り嘱託医へ出向き検診を受けてください。

### (2) 身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、出席ノート及び児童票（保育園に永年保存される個人成長記録簿）に記載します。

※その他、ご心配なことがありましたらご相談下さい。

## 1.1 保育料等

- (1) 保育料については、現時点市が定める保育委託費で賄う。
- (2) 副食費については、現時点市が定める費用で賄う。
- (3) 延長保育料  
30分につき50円。  
納入につきましては、月初めに集金袋にて納入ください。
- (4) 一時保育利用料

利用者区分	児童一人当たりの利用（日額）			
	1日	半日	給食	おやつ
3歳未満児	2,400円	1,200円	200円	午前・午後各50円
3歳以上児	1,400円	700円	200円	午後 50円

## 1.2 実費徴収

- ①毎月 保護者の会費
- ②月刊誌代

## 1.3 利用の終了について

当園は以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

- ・ 保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。
- ・ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

## 1.4 支給認定区分・住所などの変更

### (1) 支給認定区分の変更

事実発生日（要件を有した（無くした）日）が変更申請日より前であっても、事実発生日に遡って変更はできません。

#### ア 3号認定から2号認定に変更する場合

年齢到達で認定区分が変更になる場合、安中市より新しい認定証（2号認定証）が交付されます。

#### イ 就労時間等の変更に伴う認定区分（時間）を変更する場合

提出書類「支給認定変更申請書」（安中市指定様式）

「保育を必要とする事由」がわかる書類（就労証明書等）

提出先：当園（その後、当園から安中市に提出します。）

## 1.5 賠償責任保険の加入

### (1) 保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

### (2) 保険の種類

保育園児団体傷害保険

(※保険料は、当園が負担します。)

## 1.6 嘱託医

### (1) 内科

名 称	田口医院
医院長名	田口晴也 先生
所在地	安中市松井田町松井田372
電話番号	027-393-1731

### (2) 歯科

名 称	小林歯科医院
医院長名	小林大蔵 先生
所在地	安中市松井田町人見581-1
電話番号	027-393-2562

## 1.7 緊急時の対応方法

容体の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医または近隣の医師、児童の主治医に連絡する等、必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、嘱託医または近隣の医師、児童の主治医等で、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

外科	名称	田口医院
	所在地	安中市松井田町松井田372
	電話番号	027-393-1731

## 1.8 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更)届出書	安中消防署	令和 3年 8月23日届出 第18号
	防火管理者	氏名 小林 徳興
避難訓練	火災及び地震を想定した避難消化訓練(月1回)を実施します。	
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯	

## 1 9 要望・苦情等に関する相談窓口

- (1) 受付担当者 氏名 田島 聡子 (主任保育士)
- (2) 解決責任者 氏名 小林 徳興 (園長)
- (3) 第三者委員 氏名 小日向久子・山田ハナエ
- (4) 受付方法 面接・文書・電話などの方法で受け付けます。

## 2 0 個人情報使用の同意

園児及びその保護者に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用する事に同意します。

- (1) 他の保育園、認定子ども園、幼稚園等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- (2) 小学校への円滑な移行・接続がはかれるよう、入学する学校との間で情報を共有すること。
- (3) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報を行うこと。

# 確認書

当園における保育の提供の開始にあたり、令和8年度入園用『重要事項説明書』に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 8年 4月 4日

白鳩保育園園長 小林 徳興 ⑩

主任保育士 田島 聡子 ⑩

私は、白鳩保育園入園用『重要事項説明書』に基づいて、保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 群馬県

児童氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

児童から見た続柄 \_\_\_\_\_